

国立大学法人東京学芸大学FD・SD推進本部要項の一部改正について

改正理由：推進本部員の任期に関して、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>（任期） 第5条 前条第1項第2号の本部員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p><u>2 前条第1項第2号の本部員については、半数ずつ交代するものとする。</u></p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u> <u>1 この要項は平成23年4月1日から施行する。</u> <u>2 平成23年4月1日に委嘱される委員の任期については、第5条の規程にかかわらず、平成25年3月31日までとする。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>（任期） 第5条 前条第1項第2号の本部員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>〔省略〕</p>